

入札説明書

総合評価方式(施工体制確認型)

本説明書は令和8年9月30日入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和8年9月30日

島根県知事職務代理者
島根県副知事 石原 恵利子

記

- 1 担当部局 島根県土木部 河川課 河川海岸整備係
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎)
TEL 0852-22-6206

2 入札に付する工事

工事名	蛇喰川 防安交付金(総流防)工事 第2期
-----	----------------------

3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図(一般的事項)

(1) 総合評価方式(施工体制確認型)による入札者の順位付け

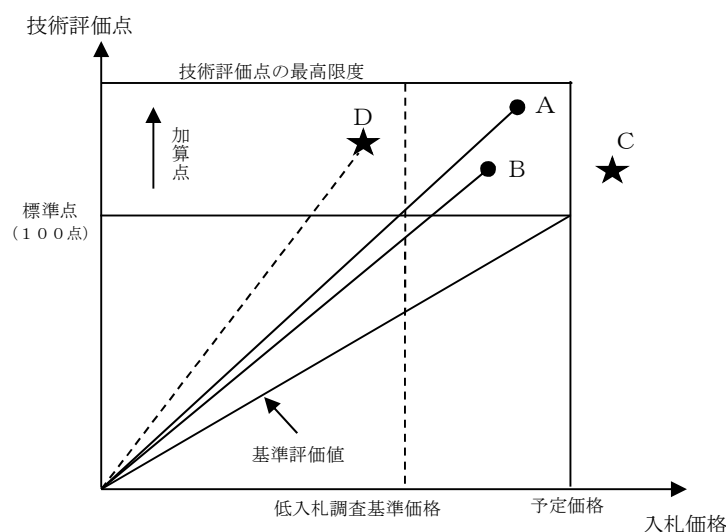
施工体制確認型総合評価方式では、技術提案の内容と施工体制の審査結果は技術提案が確実に実現できる程度に関連することから、技術提案評価点に関する加算点は、技術提案評価点に施工体制評価点の満点に対する割合を乗じたもの(小数点第2位を四捨五入した数値)とする。この技術提案加算点と、技術提案以外(企業、技術者及び地域貢献等)に係る評価点、及び施工体制評価点に標準点(100点)を加えたものを「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した値(評価値)の大小をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{技術提案等加算点} &= \text{技術提案評価点} \times (\text{施工体制評価点} / 20 \text{点})^{(*)} \\ &\quad + \text{技術提案以外の評価点} \\ \text{技術評価点} &= \text{標準点}(100 \text{点}) + \text{技術提案等加算点} + \text{施工体制評価点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

(※) 下線部は小数第2位を四捨五入した数値とする。

(2) 総合評価方式のイメージ



各社の評価値＝技術評価点／入札価格

評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。

→ A社が落札者となる。
ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者とならない。

4 評価項目及び評価基準

(1) 技術提案

発注者が示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という。）を上回る方法で施工する内容を示した施工上の提案について評価する。

（評価の判断基準）

- ・ 加算点を与えるのは、履行状況が具体的に確認、検査できるものに限る。ただし、過度にコスト負担を要する事項と判断した場合は、より優位な評価はしない。
- ・ 加算点算出における判定値は、発注者が想定する課題項目に対して評価できる提案のあった個数と内容（特に優れたもの）を考慮して決定する。
- ・ 記載する内容は、説明の要点（目的、具体的な手法＜施工数量、施工位置、施工範囲、施工期間、使用材料、使用機械等＞、効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性等）をわかりやすく記述すること。
- ・ 説明の要点が記載されていないもの、あいまいな表現のもの（例えば、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するように努める」、「可能な限り〇〇する」等）、他の施設管理者と新たな協議や調整が必要となるもの、工事施工箇所の現場条件が考慮されていないものなどは評価しない。
- ・ 評価課題の提案個数の上限数が設定されている場合は記載順に評価し、上限を超えて記載された内容については提案として評価の対象としない。
- ・ 1つの提案内容（同一枠内等）に複数の提案が記載されていると判断しても、1つの提案として評価する。この場合、複数の提案中の最も評価の低いもので加算点の算定を行う。
- ・ 必要に応じて資料も添付できるが、必要最小限の枚数に留めること。不明確と判断した場合は添付資料として取り扱わない。

（減点評価する場合について）

- ・ 評価項目(1)－①～③の「技術提案の有無」について、記載が無い場合は標準点100点を0点とする。
- ・ 「技術提案の有無」を「有」と記載した場合は、「技術提案が採用されなかった場合の

標準案での施工の意志の有無（以下「標準案での施工の意志」という）をあわせて記載する。記載がない又は「無」と記載した場合は、標準点100点を0点とする。

- ・「技術提案の有無」に「無」と記載した場合は、標準案により施工すること。ただし、その場合は減点評価の対象とする。
- ・複数の技術提案の課題があり、一部の課題しか提案がない場合は、提案が全くない場合の減点数に提案がなかった課題数を按分して減点数を算出する。（小数第2位四捨五入）
- ・「技術提案の有無」に「有」と記載し、「標準案での施工の意志」に「有」と記載した場合は、技術提案が採用されない場合でも、課題との関連性が認められれば減点しない。

（提案内容の履行義務について）

- ・提案内容は、評価結果及び履行義務の有無を明らかにした上で契約書に記載する。
- ・落札者が契約後に提出する施工計画書には、「評価する」とされた提案内容を反映させるものとする。
- ・「評価しない」とされた提案であっても、仕様書等で規定される事項は実施しなければならない。
- ・「評価しない」とされた提案については、受発注者協議により実施することも可能であり、実施した結果、品質向上等の効果が確認できた時は、工事成績評定で評価する場合がある。

①コンクリートの品質・耐久性の向上

樋門本体の長寿命化や維持管理費の低減を図るうえで、コンクリートの品質及び耐久性を向上させることは非常に重要となる。このため、樋門本体の躯体のコンクリートの緻密化、塩化物等の浸透抑制並びにひび割れ、アバタ等の抑制を行うなど、コンクリートの品質及び耐久性を向上させるための施工方法、管理方法等の提案について評価する。

なお、生コンクリートプラントにおける混和材料や補強材料の使用を前提としたコンクリートの配合に関する提案（減水剤の使用による単位水量の低減、膨張材（剤）や繊維を用いた補強材料の使用によるひび割れ発生の低減など）は評価しない。

提案は3個を上限とし、提案ごとに評価を行う。

○標準案

◇樋門本体の躯体コンクリートについては、設計基準強度24N/mm²、水セメント比55%以下、スランプ12cmの高炉セメントB種を使用する。

◇「島根県公共工事共通仕様書」第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート、「島根県公共工事共通仕様書特記事項」及び「コンクリート構造物における温度ひび割れの抑制に関する特記仕様書※」に記載のとおり。

※当該特記仕様書に記載する温度ひび割れの抑制に関する提案は評価対象としない。

■評価基準

- ◆評価できる提案の総数を判定値とする。
- ◆判定値が最も高いものの加算点を5点とする。（ただし、判定値が全員0点の場合、加算点は0点とする。）
- ◆それ以外のものは判定値による按分で加算点を算出（少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで）
【加算点＝5点×（当事者の判定値／提案者の最高判定値）】

②地盤改良の施工管理

土留・仮締切り内の床掘りにあたり、既往工事において施工した矢板の受動抵抗の増加を目的として深層混合処理工法による地盤改良を行うこととしており、周辺地盤の変位による矢板への影響などに配慮が必要である。

また、後施工となる遮水矢板との離隔の確保も必要となる。

このため、矢板への影響に配慮しながら、改良体を適切に配置するための施工方法、管理方法の提案について評価する。

提案は3個を上限とし、提案ごとに評価を行う。

○標準案

◇セメント系固化材スラリーを用いた機械攪拌による深層混合処理工法を想定している。

◇「島根県公共工事共通仕様書」第6編河川編第3章樋門・樋管に記載のとおり。

■評価基準

◆評価できる提案の総数を判定値とする。

◆判定値が最も高いものの加算点を5点とする。(ただし、判定値が全員0点の場合、加算点は0点とする。)

◆それ以外のものは判定値による按分で加算点を算出(少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで)

【加算点＝5点×(当事者の判定値／提案者の最高判定値)】

③地域住民等とのコミュニケーション

工事期間中に地域住民や近隣の小中学校とのコミュニケーションを強化することは、工事を円滑に進めるうえで重要であり、施工者が工事期間中に地域住民等を対象として行う活動についての提案を評価する。

記載する内容については、説明の要点(目的、具体的な対象、具体的な手法、効果等)を分かりやすくまとめること。具体的な記載がない場合や、パンフレットの配布、ホームページによる広報など一方的な情報発信の提案は評価しない。

なお、地域住民を対象とする活動については、少なくとも安来市伯太町東母里地区を含むこととし、小中学校を対象とする活動については、少なくとも母里小学校及び伯太中学校の2校全てを含むこととする。

地域のみ、小中学校のみ、または地域及び小中学校の両方を対象とした提案も可とする。

提案は2個を上限とし、提案ごとに評価を行う。ただし、同じ活動内容については1提案を上限とする。

※同じ活動内容の例:小中学校のみを対象とした現場見学会と地域住民のみを対象とした現場見学会

■評価基準

◆評価できる提案が2個の者は2点

◆評価できる提案が1個の者は1点

◆提案があっても、評価できる提案がない者は0点

(2) 企業の評価

① 企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	令和5年度から令和7年度（完成及び引き渡しが完了）
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

■ 評価基準

◆対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。

◆対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表1)

評定点の平均点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満
加算点	5.0点	加算点 = $1.5 \text{ 点} + \{3.5 \times (\text{評定点の平均点} - 73.0) / 7\}$	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表2)

評定点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満 又は実績無し
加算点	4.5点	加算点 = $(\text{表1で計算した加算点}) \times 0.9$	0.9点	0点

※加算点は小数第2位を切り捨て

② 企業の同種工事の施工実績

企業の同種工事の施工実績を評価する。

対象となる施工実績

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
工事内容の条件等	同種工事とは、元請または共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率 20%以上）として施工した、1契約で1構造物種別あたり単体で最終数量270 m ³ 以上のコンクリートを打設した現場打RC構造物を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、工事成績評定点が 73 点未満の場合のものは実績として認めない。

■ 評価基準

- ◆ 対象となる施工実績が2回以上ある者は2点
- ◆ 対象となる施工実績が1回ある者は1点
- ◆ 対象となる施工実績がない者は0点

※1 契約で1構造物種別あたり単体で270 m³以上のコンクリートを打設した現場打RC構造物を施工したことが確認できる資料(施工図面、数量計算書等)を添付すること。

③ 企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

島根県内の公共事業において、企業として受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和4年度から令和8年度(過去5年間)
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	知事による優良工事表彰、整備局長による優良工事施工団体表彰、または整備局部長・整備局事務所長による優良工事施工団体表彰

■ 評価基準

- ◆ 対象となる表彰の回数が2回以上の者は2点
- ◆ 対象となる表彰の回数が1回の者は1点
- ◆ 上記以外の場合は0点

④ 登録基幹技能者の配置

本工事において、登録コンクリート圧送基幹技能者を現場へ配置する場合について評価する。

ただし、登録コンクリート圧送基幹技能者は、主任技術者(下請企業も含む)及び監理技術者以外の者とし、樋門本体工におけるコンクリート打設工程の全期間において現場に配置されることとする。

■ 評価基準

- ◆ 登録コンクリート圧送基幹技能者を現場へ配置する場合は1点
- ◆ 配置しない場合は0点

(3) 配置予定技術者の評価

(注1) 複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

(注2) 配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者とする。

① 配置予定技術者の継続学習

令和2年度から入札公告日前日までに取得しているCPDSユニットを評価する。

■ 評価基準

- ◆ 100ユニット以上ある者は1点
- ◆ 30ユニット以上100ユニット未満の者は0.5点
- ◆ 30ユニット未満の者は0点

② 配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
工事内容の条件等	同種工事とは、監理技術者(監理技術者補佐を含む)、主任技術者または現場代理人として担当した、1契約で1構造物種別あたり単体で最終数量130 m ³ 以上のコンクリートを打設した現場打RC構造物を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、現場打RC構造物工着手から現場打RC構造物工完了まで従事していなければ加点の対象として認めない。 また、工事成績評定点が 73 点未満の場合のものは施工経験として認めない。

■ 評価基準

- ◆ 対象となる施工経験が2回以上ある者は2点
- ◆ 対象となる施工経験が1回ある者は1点
- ◆ 対象となる施工経験がない者は0点

※1契約で1構造物種別あたり単体で130 m³以上のコンクリートを打設した現場打RC構造物を施工したことが確認できる資料(施工図面、数量計算書等)を添付すること。

③配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

島根県内の公共事業において、配置予定技術者が受けた優秀建設技術者表彰を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和4年度から令和8年度（過去5年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	主任（監理）技術者または現場代理人として受けた、優秀建設技術者表彰

島根県が行ったものについては優良工事知事表彰該当工事の優秀建設技術者表彰、中国地方整備局が行ったものについては整備局長、整備局部長又は整備局事務所長の優秀建設技術者表彰とする。

ただし、元請け又は共同企業体（経常JVは除く）構成員（ただし出資比率20%以上）として受注した工事とする。

■評価基準

- ◆対象となる表彰の回数が2回以上の者は2点
- ◆対象となる表彰の回数が1回の者は1点
- ◆上記以外の場合は0点

（4）地域貢献・その他

①事業継続計画（BCP）認定及び防災協定※の締結実績

次に掲げる契約実績もしくは認定状況进行评估する。（協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。）

※「風水害・（雪害・）地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定」

- a 入札公告日前日における国土交通省中国地方整備局「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度」による事業継続計画（BCP）の認定
- b 令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県との防災協定を連続で締結した実績（所属している団体の締結でも可）

■評価基準

- ◆すべて該当する者は2点
- ◆1つ該当する者は1点
- ◆いずれにも該当しない者は0点

② ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績を評価する。

■ 評価基準

- ◆ 両年度とも参加実績がある者は1点
- ◆ 上記でない者は0点

- ・ ボランティア活動は客観的に認められるもの（例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動）で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事（社外に公表しているもの）、自治会長等の証明など実績を証明できる物を添付すること。
- ・ ボランティア活動及びハートフルしまね活動の参加実績は、会社として年度間のべ人数が10名以上または従業員の半数（最低3名）以上が参加していること。
従業員数は当該活動時点のものとする。

③ 県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績

令和6年度及び令和7年度の2年間における、県管理公共土木施設に関する維持管理業務（発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。）または島根県発注の海岸漂着物の回収業務の契約実績（県が認めた下請け業務も含む。）とし、それぞれの年度で1回の契約期間が5ヶ月以上のものに限り評価する。

また、1回の契約期間が両年度にわたる場合は、契約期間の長い方の年度を評価する。ただし、1回の契約期間が1年5ヶ月以上の場合、両年度とも契約実績があるとして評価する。

なお、指定管理者制度によるものは評価の対象外とする。

■ 評価基準

- ◆ 両年度とも契約実績がある者は2点
- ◆ どちらかの年度に契約実績がある者は1点
- ◆ 契約実績がない者は0点

④ 県管理道路・空港を含む除雪業務の契約実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、県管理道路・空港を含む除雪業務（凍結防止剤散布業務を含む）の契約実績を評価する。ただし、島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。

■ 評価基準

- ◆ 両年度とも契約実績がある者は2点
- ◆ どちらかの年度に契約実績がある者は1点
- ◆ 契約実績がない者は0点

⑤ 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

当該工事において建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用することを確約する場合に評価する。
なお、確約する場合は「建設キャリアアップシステム活用確約書」を提出すること。

■ 評価基準

- ◆ 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を確約する者は1点
- ◆ 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を確約しない者は0点

(5) 施工体制評価

① 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る実効性の向上につながるかについて審査する。

■ 評価基準

- ◆ 「優」とした場合は10点
- ◆ 「良」とした場合は 5点
- ◆ 「可」とした場合は 0点

【審査項目】

- 1) 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。
- 2) 安全確保の体制が構築されると認められるか。
- 3) その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

② 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

■ 評価基準

- ◆ 「優」とした場合は10点
- ◆ 「良」とした場合は 5点
- ◆ 「可」とした場合は 0点

【審査項目】

- 1) 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- 2) 施工計画を実現するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- 3) 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

(6) 減点

① 技術提案がない場合の減点

上記(1)－①～②の技術提案の項目に対して、技術提案の有無を「無」と記載し、技術提案をせず標準案での施工と記載した場合及び記載があっても課題との関連性が認められない提案の場合は無回答と見なし、加算点合計の1割(今回は3.5点)を最大として減点(小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで)を行う。

【減点＝ 3.5点 × 無回答項目数 ÷ 2】

[加算点合計の1割]

[設定項目数]

また、(1)－③の技術提案がない場合は標準点を0点とする。

②低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば、減点を行う。(工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。)

■減点基準

- ◆70点の者は－5点
- ◆75点の者は0点
- ◆中間の者は按分で点数を算出

【減点 = 5点 × (75－低入札工事の点数) ÷ (75－70)】

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の令和7年度の低入札工事の工事評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

$$A社の減点 = 5点 \times (75^{点} - 72^{点}) \div (75^{点} - 70^{点}) = 3.0点$$

(小数第2位四捨五入)

③県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■減点基準

- ◆県内下請の使用義務付け違反の場合は－2点
- ◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は－2点

5 ペナルティ

①技術提案

落札者が、履行義務有の技術提案を落札者の責により履行しなかった場合を想定し、契約時にその内容と水準を明確に提示したペナルティ事項を以下に定める。

評価項目	ペナルティ	詳細内容
(1)-①コンクリートの品質・耐久性の向上	工事成績評定点の減点	工事成績評定点から当該評価項目の加算点の最高点を減点する。 なお、受注者の責めに帰すべき事由によらない不測の事由により、技術提案の履行に影響がでる場合には、その都度発注者と受注者の協議により、その取扱について定めるものとする。
(1)-②地盤改良の施工管理		
(1)-③地域住民等とのコミュニケーション		

②登録基幹技能者の配置

受注者が申請した「登録基幹技能者の配置」について、受注者の責めに帰すべき事由により本書で指定した工程の全期間に登録基幹技能者を配置せず、正当な理由がない場合は、ペナルティとして「登録基幹技能者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

③ 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

受注者が建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用※することを確約した場合において、正当な理由がなく活用を行わなかった場合、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績表定点の減点を行う。

※活用とは、建設現場にカードリーダーを設置するなどして、技能労働者の就業履歴を蓄積することをいう。蓄積する技能労働者の範囲は問わない。

6 技術資料の審査の統一事項

技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項」及び「同統一事項(具体事例)」を定め、下記に掲載しているので参考にする。

島根県ホームページ

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 総合評価方式
> 建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

【総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項】

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/

【施工体制確認型・別紙１】

施工体制確認型総合評価方式について

1 調査基準価格

島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領第４条で定める額（以下「調査基準価格」という。）

2 面接によるヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が１の調査基準価格に満たないときは、次の様式等の提出を求めるものとする。

なお、１の調査基準価格以上であっても、提出資料に疑義がある場合等、必要に応じて次の様式の提出を求め、施工体制を確認する場合がある。

提出期限後の修正及び再提出は認めない。該当しない様式であっても、「該当なし」等と記載し、すべての様式を提出すること。

- (１) 配置予定技術者名簿（様式第１号）
- (２) 資材購入先一覧（様式第２号）
- (３) 機械リース元一覧（様式第３号）
- (４) 労務者の確保計画（様式第４号）
- (５) 下請予定業者等一覧表（様式第５号）
- (６) 工種別労務者配置計画（様式第６号）
- (７) 建設副産物の搬出地（様式第７号）
- (８) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第８号）
- (９) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第９号）
- (１０) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式第１０号）
- (１１) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第１１号）
- (１２) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式第１２号）
- (１３) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式第１３号）
- (１４) 施工体制台帳

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（技術資料等）、入札公告１４の施工体制確認のためのヒアリング、２の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。ヒアリングの出席者（最大３名以内）については、発注者が事前に指定する配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含めること。２の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とする。

また、ヒアリング時に明確な説明・証明に必要と思われる資料は必ず全て持参し、当方の求めに応じて提示すること。ヒアリング時は提出した添付資料等を含め必ず原本を提示し説明を行うこと。資料を持参しない場合、提示できない場合及び提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については施工体制評価点を加点しない。これと併せ、技術提案加算点を加点しない場合がある。

なお、入札参加者の入札価格が１の調査基準価格以上であるときは、ヒアリングは行わない場合がある。

(１) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点（１００点）及び施工体制評価点並びに技術提案加算点を与えない場合がある。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る実効性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が1の調査基準価格以上であるときは、下記の審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式第7号、8号）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式第12号、13号）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式第9号、第10号、第11号、第12号）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が1の調査基準価格以上であるときは、下記の審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式第5号、施工体制台帳）
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式第2号、3号、4号、6号）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか（様式第1号）

(4) 技術提案の実施に係る確実性の評価

技術提案の内容と施工体制の審査結果は技術提案が確実に実現できる程度に関連することから、技術提案に与える加算点は、技術提案評価点（施工体制評価を審査する前の評価結果）に、上記(2)及び(3)における審査結果に基づく、施工体制評価点の満点に対する割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入した数値をそれぞれの技術提案加算点とする。

4 その他

調査基準価格に満たない価格で入札を行った者が落札候補者となった場合、低入札価格調査制度実施要領に基づく調査を実施する。

配 置 予 定 技 術 者 名 簿

区 分	氏 名	資 格	取得年月日
(注 1) 主任（監理）技術者			
(注 2) 追加技術者			
(注 2) 追加技術者			
現場代理人			

当該工事に配置を予定する主任（監理）技術者、追加技術者及び現場代理人について記載すること。

（注 1）競争参加申請時に提出した「配置技術者」でなければならない。

（注 2） 1．追加技術者が不要の場合は「不要」と記載すること。

2．必要な資格者証の写及び恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。

3．追加技術者が特定できない場合には優先順位を付して複数名の記載を認めるが、以下にその理由を明記すること。

（理由）

資 材 購 入 先 一 覧

会社名 _____

工 種 種 別	品 名 規 格	単 位	数 量	単 価	購 入 先 名		
					業 者 名	所 在 地	入札者との関係

入札者との関係は、購入先予定業者との関係を記入する。
（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等 関係を証明する規約・登録書等を添付すること。

機 械 リ ー ス 元 一 覧

会社名 _____

機械 名称	規格・型式 能力・年式	単 位	数 量	メーカー名	単 価	リース元	
						業者名 所在地	取引関係 (取引年数)

労 務 者 の 確 保 計 画

会社名 _____

工 種	職 種	単 価	員 数	下請会社名等及び 下請会社との関係

工種 （例）土工、配管工
職種 （例）普通作業員、配管工・普通作業員
員数は、下請も含めた計画人数を記載し、自社労務者数を（ ）内に内書きすること
下請会社名のほか、下請会社との関係も記入すること。 （例）同族会社、〇〇会メンバー

下請予定業者等一覧表

会社名 _____

担当工事内容	下請負業者名	請負予定金額 (税込み)	経費内訳					自 年 月 工期 至 年 月	支払い方法 (手形/現金)
				資材	機械	労務	その他		

工種別労務者配置計画

会社名

[illegible]

建設副産物の搬出地

会社名

建設副産物	数量 (m ³)	受け入れ予定箇所	受け入れ会社	受け入れ価格 (単価)	運搬距離 (km)	備考

建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

会社名 _____

品名	運搬予定者	規格・型式	単位	数量	使用予定量 (台数)	受け入れ予定箇所 又は工事理由	運搬距離 (km)	運搬予定者への支払い 予定額 (円/日・台当たり)	備考

品質確保体制(品質管理のための人員体制)

会社名 _____

区分 (元請・下請)	立場	会社名 所属	氏名	資格	実施事項				諸費用						備考
					実施内容	実施方法	頻度	対象	費用計 上の 有 無	費用負担 (元請・下 請)	計上し た工種 等	見込額	技術者 単価 (千 円)	数量	

品質確保体制(品質管理計画書)

会社名 _____

[illegible]

品質確保体制(出来形管理計画書)

会社名 _____

施行箇所	工種	出来形管理項目					諸費用							検査実施(委託)者				出来形管理責任者			備考
		検査項目	検査方法	実施時期 (実施頻度)	基準及び規格値	外部委託の有無	費用計上の有無	費用内容	費用負担 (元請・下請)	計上した工種等	見込額	単価 (千円)	数量	元請・下請区分	会社名 所属	立場	責任者	会社名 所属	立場	検査結果 確認方法	

安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

会社名 _____

実施事項	実施内容	実施頻度及び 所要時間	実施責任者			参加予定者		諸費用							適用法令 等	備考
			元請・下請 区分	会社名 所属	立場	元請	下請	費用計上 の有無	費用 内容	費用負担 (元請・下請)	計上した 工種等	見込額	単価 (千円)	数量		

安全衛生管理体制(点検計画)

会社名 _____

点検項目	点検対象	対象区間	時期・頻度	点検実施者			諸費用						適用法令等	備考
				元請・下請 区分	会社名 所属	立場	費用計上 の有無	費用負担 (元請・下請)	計上した 工種等	見込額	技術者単 価(千円)	数量		